

衆議院 第二百回国会 財務金融委員会 會議録 第三号

令和元年十一月十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 田中 良生君

理事 あかま二郎君 理事 井林 辰憲君
理事 うえの賢二郎君 理事 津島 淳君
理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君
理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君
理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君

石崎 徹君 今枝宗一郎君
勝保 孝明君 門山 宏哲君
金子 俊平君 神谷 昇君
小泉 龍司君 高村 正大君
國場幸之助君 鈴木 隼人君
田野瀬大道君 高木 啓君
武井 俊輔君 武部 新君
辻 清人君 古川 積久君
本田 太郎君 牧島かれん君
宗清 皇一君 山田 賢司君
山田 美樹君 海江田万里君
岸本 周平君 櫻井 周君
階 猛君 野田 佳彦君
日吉 雄太君 緑川 貴士君
森田 俊和君 石井 啓一君
清水 忠史君 串田 誠一君
青山 雅幸君

財務大臣 麻生 太郎君
國務大臣 (金融担当) 遠山 清彦君
財務副大臣 井上 貴博君
財務大臣政務官 宮本 周司君
経済産業大臣政務官 白川 俊介君
政府参考人 (金融庁総合政策局総括審議官) 白川 俊介君

政府参考人 栗田 照久君
(金融庁監督局長)
政府参考人 神田 真人君
(財務省大臣官房総括審議官)
政府参考人 可部 哲生君
(財務省理財局長)
政府参考人 岡村 健司君
(財務省国際局長)
政府参考人 春日原大樹君
(経済産業省大臣官房審議官)
政府参考人 島田 勸資君
(経済産業省大臣官房審議官)
政府参考人 飯田 陽一君
(経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長)
政府参考人 鎌田 篤君
(中小企業庁次長)
政府参考人 水野谷賢司君
(防衛装備庁調達管理部長)
政府参考人 黒田 東彦君
参考人 齋藤 育子君
(日本銀行総裁)
財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

委員の異動

十一月十三日

委員の異動
十一月十三日
石崎 徹君 補欠選任 金子 俊平君
今枝宗一郎君 神谷 昇君
山田 賢司君 高木 啓君
階 猛君 緑川 貴士君

同日
金子 俊平君 補欠選任 石崎 徹君
神谷 昇君 今枝宗一郎君
高木 啓君 山田 賢司君
緑川 貴士君 階 猛君

十一月十二日

消費税一〇%撤回に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一号)

同(笠井亮君紹介)(第二号)

同(穀田恵二君紹介)(第三号)

同(志位和夫君紹介)(第四号)

同(清水忠史君紹介)(第五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六号)

同(田村貴昭君紹介)(第七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第八号)

同(畑野君枝君紹介)(第九号)

同(藤野保史君紹介)(第一〇号)

同(宮本徹君紹介)(第一一号)

同(本村伸子君紹介)(第一二号)

同(村上史好君紹介)(第一九号)

同(宮本徹君紹介)(第三八号)

同(神谷裕君紹介)(第五三号)

同(清水忠史君紹介)(第七四号)

同(清水忠史君紹介)(第一四九号)

所得税法第五十六條の廃止に関する請願(村上史好君紹介)(第一七号)

同(山内康一君紹介)(第一八号)

同(逢坂誠二君紹介)(第三九号)

同(中川正春君紹介)(第四〇号)

同(神谷裕君紹介)(第五四号)

同(佐々木隆博君紹介)(第五五号)

同(山岡達丸君紹介)(第五六号)

同(森山裕君紹介)(第七〇号)

同(清水忠史君紹介)(第七五号)

同(武内則男君紹介)(第一二二号)

同(緑川貴士君紹介)(第一二三号)

同(岡島一正君紹介)(第一二五号)

消費税増税を中止して五%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六号)

同(笠井亮君紹介)(第二七号)

同(穀田恵二君紹介)(第二八号)

同(志位和夫君紹介)(第二九号)

同(清水忠史君紹介)(第三〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三一号)

同(田村貴昭君紹介)(第三二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三三号)

同(畑野君枝君紹介)(第三四号)

同(藤野保史君紹介)(第三五号)

同(宮本徹君紹介)(第三六号)

同(本村伸子君紹介)(第三七号)

は本委員会に付託された。

十一月十三日

財政再建に関する陳情書(山梨県韮崎市清哲町折居七四一 田中哲也)(第一一九号)
令和二年度税制改正に関する陳情書(大阪市中央区本町橋二の八 尾崎裕)(第二二〇号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○田中委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁総合政策局総括審議官白川俊介君、監督局長栗田照久君、

分田舎にあった会社でしたけれども、そこに行きましたけれども。そういった会社も、これは一番私はやばい会社ということになるんだと思いますけれども、その株主構成やら何やらは、全くこの種の心配の起る対象になるような状況にありませんから。だと思えますが。

私に言えるのは、ただ、今一つの例を、プレス機械を申し上げましたけれども、それ以外の業界で、竜頭のねじ一つで絶対ほじけないねじとかいったようなものがきちんと押さえられたらどうするか、あれは小さな会社ですから。そういったようなものを含めて、これはいろいろよく見なきゃいかぬところなので、私どもの外為法だけで全部が取り仕切れると思っているわけでもありませんので、これは他省庁の話で、港灣法だ、電気事業法だ、いろいろありますので、そういったものを含めて、各省庁、この問題については検討させねばならぬところだと思っております。

○森田委員 ありがとうございます。
ちょっと技術の流出に関して経産省の見解を伺っていきなさいと思うんですが、ちょっと質問をまとめさせていただきます。

まず、熟練工だとか技術者の流出を避ける、日本人のそういった技術者の流出を避けるということもありますし、今、外国人の流入、この前、技能実習生の問題もありましたけれども、百五十万人ぐらいの外国人の労働者が働いていただいているということがあります。

こういったことも含めて、人を介した技術の流出というのをどういふふう抑えていくか、御見解をお聞かせください。

○宮本大臣政務官 森田委員にお答えをいたしました。
先ほど、JAXAへのねじを供給している町工場、物づくり産業の現状、またその技術の高さに関しましては、委員も十分に御理解をいただいていると思えます。

そういった貴重な技術の流出、また、それのみならず、熟練工であったり技術者、こういった

方々が外国の企業に引き抜かれる、こういった場合も含めまして、経済産業省では、海外への技術の提供等について、外為法また不競法などに基づきまして、この技術流出防止対策を実施しているところがございます。

日本企業が保有する技術が安全保障上の機微技術に当たる場合に関しましては、その海外への提供などについて、外為法に基づく厳格な審査を行っております。一昨年の改正のときにも、違法な技術提供への罰金を大幅に引き上げるなど、罰則の厳重化もやっております。

また一方で、事業者の重要な技術情報、これが不正競争防止法に基づく営業秘密に該当した場合、その不正な取得また使用などに対して刑事罰が科される、こういった措置もしております。営業秘密の保護につきましても、二〇一五年に法改正をしております。海外での使用を目的とした不正な行為も重罰化したところであります。

外国人技能実習生また外国人労働者に関する御懸念も、今御説明したこの中でしっかりと対応をしておりますので、技術取引に関する規制の厳罰化、また、海外での使用を目的とするようなそういった不正行為への重罰化、こういったことに加えて、我が国のすぐれた技術の流出防止のために、今後も、必要な措置につきましても、しっかりと検討もしてまいりたいと思っております。

○森田委員 ありがとうございます。

私が日ごろおつき合ひしている車両の工場、定年退職をした方が中国の企業に引っ張られて、持っていかれて、今、中国で悠々自適な生活を送っているなどという、年金生活をしながら中国企業に今雇用されて、そういう生活を送っているなどという例もあるやに聞いております。

人材流出を含めた情報の流出、技術流出ということになると思えますので、ぜひその対応も考えていかなきゃいけないと思っております。

防衛省に伺いたいと思うんですが、コマツの、装輪装甲車から撤退するというようなお話もあり

ました。こういった撤退によって情報が散逸してしまうというようなことのリスクもあると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○水野谷政府参考人 お答え申し上げます。
防衛装備品は、民間企業が従来から保有しています技術と、防衛省が企業に貸与する技術資料等を活用して製造されます。

防衛省から企業に貸与される技術資料等は、全て、契約に基づき貸与されるものであり、契約が終了すれば、企業から防衛省へ返却されることとなります。

特定の企業が防衛省から撤退した場合には、その時点において防衛省との契約は全て終了しておりますので、その企業に貸与していた技術資料等は、契約に基づき全て防衛省に既に返却されることとなります。

○森田委員 ありがとうございます。

形に見える技術というのは、多分、お話のように、回収して戻っていくと思うんですが、人の中に蓄積された技術というのは、なかなか、やはり、特にこれから、どうしても日本の単独の調達ということになると、数が少ないしコストが高いしというところから、数が出てくるということになりますので、ぜひ、これからその辺も注意して取り組んでいただければと思っております。

時間の関係もありますので、最後、大臣にお伺いして終わりにしたいと思います。

今、先ほどもお話もいたしましたけれども、あくまで、財務省だけではなくて、いろいろなほかの省庁を含めた、あるいは他国も含めた取組が必要だということをお話でございました。

改めて、技術を守っていく、知的財産、これから日本の経済をしっかりと立ち行かせていくために必要なことだと思っておりますが、ぜひ、大臣としてのお考えを最後に聞かせてください。

○麻生国務大臣 これは、国の安全にかかわります、いわゆる情報なり、情報、技術なり、そういったものの流出とか、買収されて事業自体が喪

失するとか、そういったような事態を防止するということは、これは重要な政策課題なんです、先ほど申し上げましたように、これは外為法だけでできる話ではありません。

したがって、このたびの外為法の改正におきましては、情報の流出とか、事業活動の喪失につながる役員への就任とか、重要な事業を譲渡するときに同意するといったような行為も、これは事前届出審査の対象として外為法の中で強化をさせていただいております。外為法でできるのはこれぐらいです。私の見たところでは。

したがって、外為法以外で、例えば不正競争防止法とかいろいろありますし、先ほど申し上げた、末松さんの質問だったか、幾つかお答えしましたけれども、企業が保有しております技術情報というものの不正な取得とか使用とかいいうのに対して対策は講じているんですが、これは、他の経産省所管の法律にしても、建設、運輸等々いろいろ皆関係してくる技術がいっぱいあるんですけれども、こうしたものも含めまして、この技術の流出等々については心がけておかないと、大した話じゃないものが、そこができないから技術ができた、なかつたものが、この小さな小さな技術ができたためにこれが全部開発された、幾つもそういう例がありますので、そういったことに対しても適切に対応できるようにしておくためには、いろいろこの外為法以外の法律につきましても配慮していかねばならぬだろうと思っております。

○森田委員 他省庁も含めた中で、ぜひリーダーシップを発揮していただくことを期待して、質問を終わります。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

外為法改正案の質疑に入る前に、前回の委員会でも取り上げました、台風や豪雨で被害を受けた地域の被災事業者への支援及びキャッシュレス決

済の増加による資金不足支援について確認させていただきたいと思ひます。

十一月七日にまとめられた「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」には、被災した中小零細業者に対し、グループ補助金や自治体連携型補助金による事業の再建支援が盛り込まれました。そこで、消費税の複数税率対策のために補助金で購入したレジについてはどうなっているのか確認したいと思ひます。

九月末までの災害、例えば台風十五号ですが、それで使えなくなってしまうレジの場合、再度国のレジ補助金を使えるということなんです。台風十九号やその後の豪雨災害、十月以降の災害で補助金購入したレジが使えなくなった場合、水につかたとか流されたとかいう場合については、これは国の補助はあるのでしょうか。また、ある場合は、そのときの負担割合について教えていただければと思います。

○春日原政府参考人 今回の台風十九号、二十一号で被害を受けた事業者については、一日も早い事業の再開に取り組んでいただくことが何よりも重要であり、政府としても全力で支援を行っているところでございます。

今回、七日に発表されました「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」では、被災された中小・小規模事業者が事業継続に向けて手見性と希望を持って取り組めるよう、思い切った復旧復興支援策を講じていくとしておりまして、中小企業庁といたしましては、被害の実態に合った適切な支援策を被災事業者が選択いただけるよう、中小企業団体等を通じた丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

今般の台風被害を受けた事業者につきましては、被害の内容や被害の範囲など、それぞれの被災事業者が置かれている状況は個々の事業者ごとに異なるものと考えられておりますので、被災事業者の被害の実態につきまして、被災事業者とも連携して細かく把握をして、より適切な支援策について事業者に提示できるように努めてまいりたい

というふうに思っております。

例えば、被災小規模事業者再建事業いわゆる持続化補助金を活用できる場合には、被災した個々の小規模事業者の機械設備等の購入費等を補助することが可能でございます。こうした支援策を活用しながら、被災事業者の一日も早い復興に向けて全力で支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

持続化補助金につきましては、基本、状況にもよりますけれども、三分の二の補助ということになります。

以上でございます。

〔委員長退席、あかま委員長代理着席〕
○清水委員 ありがとうございます。
小規模事業者持続化補助金等で対応していただけたということでありまして、これは大事なことなんでしょう。同時に、これは補助率が三分の二になつていてということ、三分の一は自己負担なんです。

このレジの補助金制度につきましては、ことしから実は四分の三補助になつていまして、ですから、九月の災害で被災された方がレジを買いかえる場合には自己負担は四分の一で済みますけれども、この十月以降の災害では三分の二しか補助されませんので三分の一の自己負担になる。つまり、レジを買いかえた時期は同じであっても、九月と十月の災害によつて、レジを買いかえる自己負担の割合が変わつてしまふというのは、どうしてもこれは不公平感を感じないんじゃないかというふうに思ふわけですね。

例えば群馬県の渋川市というところでは、九月の補正予算で複数税率対応レジ導入支援事業補助金制度というのをつくりまして、事業者への複数税率対応レジ導入の支援を行うことを決めております。費用のうち最大八分の一が補助されるといふことなんです。

国の制度、これがことしに入つてから四分の三に引き上げられましたが、これと合わせますと、レジを買いかえるときには八分の一の負担で買

かえることができるということになつております。ちなみに、これは災害と関係なく補助を行う市の担当者に伺いました。事業者から、国の補助だけでは自己負担が厳しいとの声があると。上乗せ補助を決めたということなんです。

群馬県だけでいいまでも、これまで二千三百件の、いわゆる複数税率対応のレジの買いかえの申請があります。大変大きな被害がもたらされた地域なわけでありまして、このような業者が再びレジを買いかえをするときに自己負担が大きいというのは、厳しい状況があるというふうに思ふんです。

この渋川市のような独自の取組をしている自治体への補助を含めまして、そうしたきめ細かい対応が求められていると思うんですが、いかがでしょうか。

〔あかま委員長代理退席、委員長着席〕
○春日原政府参考人 お答え申し上げます。
今般の対策パッケージに含まれている持続化補助金では、例えば被災事業者が行う広告宣伝費用それから販路開拓に係る費用、そういったもの、被災事業者が再建に取り組み費用を幅広く支援することができまして、事業者負担分そのものを補助金により更に国が支援するということは難しい状況でございます。

それから、御指摘のございました軽減税率対策補助金、レジ補助の関係でございます。

こちらにつきましては、仰せのとおり、十五号につきましては、直接この対応レジを買います場合についてこの対策補助金の対象としておる状況でございますけれども、この十九号、二十一号の対応については、現在取扱いについて検討させていただいているという状況でございます。

いずれにしても、被害の内容や被害の範囲など、被災事業者の実情に応じまして、被災事業者に寄り添った支援を講じてまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 先ほども、思い切った支援をとい

ことでありますので、九月と十月の災害によって自己負担割合が変わるというようなことがないように、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、キャッシュレス決済の増加による入金タイムラグ問題について伺います。

十一月五日に、財務省と中小企業庁の連名で、日本政策金融公庫に対し、キャッシュレス決済を導入した事業者に対する貸付業務についてという事務連絡が発出されているとのことですが、この内容について説明していただければいい

か。

○神田政府参考人 お答え申し上げます。
キャッシュレス決済を導入する事業者の増加に伴いまして、その資金繰りについてのお問合せをいただくことがあつたことから、委員御指摘のとおり、財務省を含めた主務官庁から、今日五日に、日本政策金融公庫に対して配慮要請を行ったところでございます。

その内容を具体的に申し上げますと、キャッシュレス決済を導入した中小企業、小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、引き続き、セーフティネット貸付けなどを活用した貸出し、適時適切な貸出しなど、個別企業の実情に応じた十分な対応に努めていただくこと、また、各営業店及び受託法人に対しまして、これらの趣旨について十分周知徹底いただくことを要請したものでございます。

今後とも、キャッシュレス決済を導入した事業者が資金繰りに困難を来すことがないよう、日本政策金融公庫等に対してきめ細やかな対応をするよう求めてまいります。

○清水委員 御丁寧に説明いただきありがとうございます。

私も前回のこの委員会で資金繰りの問題を取り上げさせていただきました。セーフティネット貸付けで対応していただくといいことなんです

が、今回、そもそもクレジット決済の普及ということで、政府の政策によつて一定起こつた現象な

わけでありませうから、通常の融資よりもやはり金利負担については検討してもらいたいという声も上がっております。

○経産省として、こういう声も届いていると思うんですが、どのような対応を考えていただいているでしょうか。

○鳥田政府参考人 お答えを申し上げます。

キャッシュレス決済の導入等によりまして資金繰りに困難を来す中小企業がある場合には、委員御指摘のとおり、政府としては日本政策金融公庫によるセーフティーネット貸付けなどにより支援を行うということにしております。

このセーフティーネット貸付けの金利につきましては、貸付期間五年以内の標準的な金利の場合ですと、担保の状況ですとかあるいは業種などにもよるところではございますけれども、中小企業向けの適用金利で一・一％、小規模企業向けで一・九一％となっております。これは民間金融機関と異なり、利ざやを取らない取支相償うという原則として、公庫が調達する資金の金利、あるいは経費、及び貸付先の信用コストといったことを踏まえた金利水準になっていくというものでございます。

他方、経済産業省といたしましては、入金サイクルへの懸念がキャッシュレスの導入をちゅうちょさせることがないよう、キャッシュレスの導入を行う事業者を対象とした、より低利な貸付制度の創設について現在検討を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、政府の施策により中小企業が資金不足に陥ることがないよう、実態を踏まえて丁寧に対応をしてみたいと考えております。

○清水委員 より低金利の融資を検討しているということで御答弁いただきました。

財務省の方に最後、確認したい、できれば麻生大臣に答えていただきたいわけですが、財務省としても、今回中小企業庁と連名でこうした事務連絡を發出したわけで、クレジット決済がふえるこ

とによって資金繰りに苦心している、そういう業者の実態については把握していただいていると思ふんですが、経産省の方で今後一層低金利の融資を検討する場合、例えば、優遇する金利分などについては予算措置の必要性も出てくるかもわからないと思うんですが、仮にそうした場合は、ぜひ前向きに検討もしていただくといいかと、ぜひこうした中小企業の支援を行っていただきたいというふうにも思ふんですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 この種のことをやれば資金繰りが、足りなくなるのは当たり前なのであって、導入する方もそれを考えてしない方がおかしいといえはおかしいんですよ、これ。私に言わせれば、商売する方からお勧めをして、ぜひやってもいいということをお勧めして、ぜひやると、その意味では、これはある程度、当然やるべきではないかということ、この資金繰りが困難になった事業者に対しては、政策金融公庫を使って、これまでも資金繰りを含めた相談に応じろということ、一般貸付けとか、一般貸付けより融資枠が大きいセーフティーネット貸付けというのがありますので、それを使わせていただいで、貸付けを今、既に行っております。

その上で、政府参考人の方から答弁があつておりましたけれども、これを導入をするに当たって、事業者が今までに比べて増加しますので、当然のこととしてその資金繰りについてのお問合せをいただくこともありますので、財務省を含めて、これは経産省等々主務官庁の方から政策金融公庫等々政策金融機関に対して、それなりに配慮してやらぬといかぬということで配慮要請もしております。

その上で、経済産業省から、これらの貸付けよりも貸出金利が低利になっている現行の企業活力強化貸付けについて、キャッシュレス決済への対応を行う事業者を貸付対象として追加するという要求をいただいているところだと聞いておりますので、今年末までのいわゆる予算編成において、

よく実態をちよつと伺つてみた上で、よくよく相談をして対応してまいりたいと考えております。

○清水委員 ありがとうございます。

資本力が豊かな事業者につきましては、そうした事業資金についてもしっかりプールのして、そういう準備に向けて努力されていくと思うんですが、やはり中小零細というところはなかなか厳しいところがありまして、例えば、町の薬局でも、高い化粧品はもうみんなカードで買うようになった。そういうところはもう自転車操業で、いわゆる売れた売上金で仕入れをする、現金商売です。近所のおすし屋さんにも聞きましたが、魚屋への仕入れはみんな現金だ、ところがお客さんがみんなカードで買うようになって大変だということ、やはり、経産省の方からそうした更に低金利で、政策の実現のための要請があつた場合には、今麻生大臣が答えていただいたようにぜひ検討していただきたいということ、やはり年末年始にかけて非常に資金繰りが厳しくなつてくると思ふので、ぜひそうした相談にも乗つていただくといいことを要望いたしまして、外為法の質疑に入らせていただきます。

外国為替及び外国貿易法改正案の質疑に入らせていただきます。

やはり、平和憲法を持つ我が国において、武器輸出はもとより、軍事転用に用いられるような技術、こういうものについての国外流出というのは当然避けるべきだと考えております。一方で、安全保障ということを理由にして国民の経済活動や大学における研究及び自治などが阻害されかねない、そういうことが起こらないためには、この外為法や貿易に係る法律というのは、抽象的かつ不透明なルールを定めるのではなく、やはり国民から見ても透明性のあるものにしていかなければならぬというふうに思ふます。そういう観点で幾つか質問をさせていただきます。

本改正案では、対内直接投資などに際し、事前届出が必要とされる上場株式取得基準の閾値につ

いて、範囲です、現行制度で一〇％としていたものを一〇％に引き下げました。現行の制度でもそも一〇％としてきたその理由と、今回引き下げの下限を一〇％としたその理由について説明をお願いします。

○岡村政府参考人 お答え申し上げます。

現行の外為法の一〇％の閾値でございますが、昭和五十四年の外為法の改正の際に、旧外資法のもとで、外国投資家による持ち株比率が一〇％以上となる場合は、より慎重な取扱いがなされてきたこと、また、当時の証券取引法上、公開買い付けに際し、取得する株式が一〇％以上となる場合は届出が必要とされていたことなどを踏まえまして設定されたものでございます。

その上で、今回の一〇％にその閾値を引き下げる理由でございますが、昨今、外国投資家を含めまして、株主による株主権の行使や経営陣との対話といった株主の活動が活発となつておりまして、これはコーポレートガバナンスの観点から歓迎されるものでございます。他方で、外国株主の活動が我が国の安全などを損なうおそれがある場合には適切な対応が必要であるということ、両者を両立するというところでございます。

こうした観点から、事前届出が必要となる上場企業の株式取得の閾値でございますが、株主総会で株主が議題提案権を持つ会社法上の一〇％以上という、それと合わせる形で一〇％へ引き下げるといふことといたしました。

なおでございますけれども、これとあわせまして事前届出を免除する制度を導入して、国の安全等を損なうおそれのない対内直接投資につきましては、その一層の促進を図ることとしていたしております。

○清水委員 株主として議題提案権を持つということが企業にとって大きな影響力をどの程度持つのかどうかという根拠がやはり明確でなければならぬというふうに思ふます。

例えば、十月八日の外為審議会分科会の議事録を読みますと、ある委員の方がこうおっしゃつて

いるんですね。日本が1%に引き下げるといふことについては、諸外国に比較してもちよつと低過ぎるのではないかと意見を述べているんですね。

現在、G7諸国のうち、事前届出制度を保有する国でこの関値が1%以下の国は幾つありますか。あれば、国名を挙げていただけるでしょうか。

○岡村政府参考人 お答え申し上げます。対内直接投資の審査制度自体は、事前審査を重視するもの、事後介入を重視するもの、両者を組み合わせたものなどがありまして、国によって制度の仕組みは大きく異なっております。

その上でございますが、お尋ねの、事前届出に係る関値が1%以下の国をG7諸国で挙げるとすれば、米国は下限を設けない制度を導入しておりますので、つまり、特定の投資について関値なく事前届出を求めていますので、アメリカというお答えになります。

○清水委員 アメリカのみという御答弁でございました。

事前届出が必要となる関値、各国を見ていきますと、フランスは三三・三%、ドイツは一〇%、イタリアは三%。単純に比較すればの話ですが、やはり日本の一%という関値は非常に低いと言わなければなりません。

もう一度財務省にお伺いするんですが、具体的に、この関値が一〇%だった当時、安全保障上の技術や情報の流出を防げなかったという事例があったかどうか。また、その場合、あったとすれば、一%にしておけばそうした技術や情報の流出を防げたという事例はあるのか。これまで国内で発生している事例について紹介してください。

○岡村政府参考人 お答え申し上げます。関値が一〇%であったことよって国の安全等が損なわれた事案があったというわけではございません。

それから、一%であればどうなのかということでございますが、一〇%で特定の事案があったわけ

けではないということを申し上げましたので、そういう意味では、今回の改正が特定の事案を念頭に置いて行うということではございません。

○清水委員 今、そうした事例がないということでございますので、立法事実という観点から見て、投資家やあるいは企業にとつて非常にその辺が曖昧ではないかという印象は少し拭えないと思っております。

例えば、この関値の問題でいいますと、外為審の外国為替等分科会で十月八日の一回しか議論をされておられません。経済産業省においては、産業構造審議会の通商・貿易分科会安全保障貿易小委員会がことし七月十日から九月二十五日にかけて五回も開催されておられますが、この問題、関値の問題を検討していたようなんですが、実は、議事録も配付資料も非公開だったものだから、なぜこの関値が一%が適当なのかということがなかなかわからないわけなんです。

そういう点では、こうした関値の問題を、明らかな立法事実をなかなか示すことができずに決めてしまふということについては、やはり疑問が残るのではないかと、こういう懸念があるわけでございます。

次に、機微情報の問題について質問したいと思います。

先ほど取り上げた外為審の分科会では、事前届出免除を受ける投資家が守るべき基準のうち、非公開の技術情報にアクセスしないこと、こう定められているわけですが、この非公開の技術情報とは一体何なのかということについても議論されております。

これは、一般的には、武器だとか、あるいは軍事転用可能な技術だとか、あるいは原子力や通信にかかわることだとかと言われていますが、そもそも、この機微情報あるいは機微技術というものは財務省としてどういう定義を位置づけているのか、説明していただけるでしょうか。

○岡村政府参考人 お答え申し上げます。機微技術につきましては、政府として明確な既

存の定義というものがあるわけではございません。また、外為法改正案を議論した外為審におきましては、委員からの御指摘のとおり、外為審の場では、外為審委員から、定義することは難しい旨の御意見も出されているところでございます。他方、米国、アメリカでは、最近、重要技術、これをクリティカルテクノロジーロジクスということとで、この定義を策定したところと承知してございます。

財務省としては、こうした米国の動きなどを踏まえつつ、専門家の御意見も頂戴しながら、事業所管官庁とよく連携をした上で、機微技術についての議論を深めてまいりたいと考えております。

○清水委員 今、財務省として、機微技術、機微情報に対しての明確な定義というのを持ち合わせていないという御答弁がありました。

今御答弁にありましたように、外為審の分科会でも、三村副財務官は、具体的にどういふものが機微技術なのか、あるいはクリティカルなテクノロジー的なところとは非常に定義が難しいとおっしゃるのとはそのとおりだと思います、こう述べておられるんですよ。

その他、亀坂委員という方は、私は委員をさせていただいて議論していても、機微技術って何なんだというところにもひつかかかっておりまして難しいんですよ。続いて、アメリカのファウエイの規制といったら、どこまでは規制して、どこまではだめで、それが危なくてというのが、はっきり言って、委員でもまだわからないんですよ、こういうふうにして述べておられるんですよ。

そうした認識と財務省との方ではほぼ認識が一緒だということ、今の質疑で明らかになったというふうにも思っております。

最後に、麻生大臣に質疑をさせていただきます。今、この外為法の改正案につきましては、マスコミやエコノミストの方々からも、この技術保護というものは、やはり中国を念頭にして行われているものではないのかとか、あるいは、やはりア

メリカに配慮したという色合いが非常に濃いのではないかと書かれているわけでありまして、もちろん、日本にとつては、アメリカとの安全保障も大切なという政府の認識は承知しておりますが、拡大する中国との経済取引、あるいは対内投資をどうふやしていくかということについても、やはりそのバランスという点で非常に難しいというふうにも思っております。

それで麻生大臣にお伺いしたいのは、二〇一九年十一月七日付の日経新聞でも報道されたんですけども、半導体製造装置世界最大手のオランダASMLという企業なんですが、半導体の性能を飛躍的に高める次世代装置の中国顧客への納入を保留しているとの記事が掲載されました。ハイテク分野の覇権をめぐる米中摩擦の中、米国の規制を懸念し、自主的に納入を保留していると報道されております。

やはり、機微技術、機微情報、これは財務省としても明確な定義がないとおっしゃいましたが、これがやはり明確でなければ、曖昧のままだと、投資家や企業にとつて同じような自主規制が働いたり、あるいは実体経済に影響を及ぼすことなども場合によつてはあるんじゃないかな。

ですから、ぜひ大臣にお願いしたいのは、今後行われる、非公開の技術情報、この定義を定めていく外為審の議論で、やはり、その議事録を非公開にするとかではなくて、投資家だとか、あるいは研究者だとか、あるいは企業だとか、国民にとつてわかりやすい方式で進めていくということが求められているのではないかと、このように思っております。

○麻生国務大臣 いわゆる事前届出免除制度におけます、外国人がとりあえず守ってもらわないかぬ条項につきましては、よく言われるところでございます。外国投資家みずから又はそのいわゆる関係者が役員に就任しないこと、重要事業の譲渡、廃止を株主総会にみずから提案しないこと、また、国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと等々、基本的なことは決められておるわ

けです。

しかし、今回導入する事前届出制度免除の対象となるかどうかについては、これは外国投資家に与える影響というのが大きいのではないかと考えて、その基準の設定に当たりましては、これは透明性の高いプロセスを確保していくことが必要だろうと思っております。

そこで、今回の改正案は、非公開の技術情報にアクセスしないことも含めた事前届出免除の基準を定めるに当たって、外為審の意見を聞くということにさせていただきます。

外為審の議論では、従来、原則として議事録は公表することとしておりますので、免除基準の設定に関する議論につきましても、これまでと同様、議事録で公表することと、今御懸念の話で、お好きのような話ですけれども、これは透明性は確保するようなことになるんだと思っております。

清水委員 ぜひ国民にわかりやすい形で審議していただきたい。

この質疑で明らかになりましたのは、二〇二〇年までに対内直接投資を三十五兆円まで引き上げようというもので、投資の自由というものを保障していく、一方で、機微情報、機微技術の流出を防ぐ、その両方のバランスを考えた上での法改正ということであり、質疑で明らかになりましたように、関値の根拠、あるいはその機微情報、機微技術の定義、こうしたものがやはりまだまだ定まっていないうか、わかりにくいという点については、今後の課題としてぜひ検討していただくことを求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○田中委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。

外為法に関連しまして、きょうは、海外からの投資というようにもなっております。海外送金に関することや暗号資産との絡みなどをちょっとお聞きしたいと思っております。

今、海外送金というものが大変時間とか費用がかかっているというところがあるからこそ、別のもの代わりの不利なところがあるからこそ、別のもの代わりのかなとは思っているんですが、そういう意味からすると、正攻法で海外送金というものを、ある意味で非常に不安定な暗号資産によるのではなくて、海外送金自体を、時間を短くするとか費用を、短くするとかいうようなことで改善していけば、非常にそういう意味で各国が管理していくということができるんだと思うんですが、これについて改善する余地がないのかどうか、まずはお聞きしたいと思います。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のように、一般論として申し上げます。銀行を通じて海外送金につきましては、送金先にもよりますが、暗号資産交換業者を通じて海外送金などに比較して、相応に手数料や時間を要する場合があります。承知しております。

これは、一つの大きな理由は、銀行を通じて海外送金が、一般的に、SWIFTと呼ばれる団体の運営する国際送金ネットワークを用いて行われておりまして、この場合、営業時間の異なる国内の複数の中継銀行が介在して行われるということによるものであると承知しております。

このような中で、SWIFTでは、個別の送金処理の状況ですとか手数料の開示をさせることを通じて、送金処理に要する時間の短縮ですとか手数料の透明化に向けた取組が進められているとい

うふうに承知しております。

このようなイノベーションとか競争を通じて、金融サービス利用者の利便性の向上が図られていくことを期待したいというふうに考えてございます。

○串田委員 この外為法の改正に関しても、会社法の要件、届出要件を緩和するなどとして、投資をしやすくしているという部分もあると思うんですね。そういう意味では、海外送金とかという部分も改善していけば、非常に投資も呼び込みやすいというところもあるんですが、今お聞きをしますと、かなり限界があるんだという感じを受けます。それに取ってかわっているのが暗号資産と言われているものになるわけでございます。

ただ、暗号資産というのは、日数もかからない、そして費用も非常に安いというところもありません。当然そっちがいいに決まっているわけですよ、普通、使うとしたら。しかし、そのかわりに、マネーロンダリングだとか、いわゆる各国の監視というのが非常にしにくいというところもある。

ですから、これを解決するとしたら、正攻法の、海外送金を非常に暗号資産と同じぐらいのレベルにまで持っていくか、逆に言えば、暗号資産をがっちり規制していくのか、どちらかしかないと思うんですが、今、どんなようなことを検討されているんでしょうか。

○白川政府参考人 お答え申し上げます。暗号資産が持つております匿名性などの特徴に起因するマネーロンダリングについては、金融庁としても十分認識しております。

そこで、我が国では、他国に先駆けまして暗号資産交換業者に対する登録制を導入いたしました。これにより、犯罪収益移転防止法に基づくマネロン、テロ資金供与対策の義務を課すとともに、マネロンガイドラインなどに基づいて暗号資産交換業者に対する監督を行っております。

さらに、G20を始めとする国際的な場でも議論は進んでおりまして、本年六月に、金融活動作業

部会、これはFATFと呼んでおりますが、この場において、各国に対して、暗号資産交換業者に対する登録免許制に加えまして、暗号資産の海外移転に際して、依頼人情報や受取人情報を暗号資産交換業者間で通知し合う仕組み、トラベルルールと呼んでおりますけれども、こういう仕組みを導入することが義務づけられたところですよ。

金融庁といたしましては、こうした情報通知の仕組みを具体的にどのように実施するかといった議論も含めて、FATFと民間セクターとの間の対話を後押しするとともに、FATFでの議論にも積極的に参加してまいりたいと考えております。

○串田委員 暗号資産という話をしてみたいんですが、その中で、暗号資産というのは資産的な裏づけというものが非常に曖昧なわけですね、これを、いわゆる通貨というものを裏づける形で行われているのがステープルコインと言われているものだと思うんですが、その中でも、グローバル、世界的に利用できるようなステープルコイン、グローバルステープルコインというのが、今、先ほどありましたけれども、G20でも議論されている。

中でも、リブラというものでしょうか、フェイスブックが提唱してきているものというのは、ある意味で大変魅力のある、非常にそういう意味でいいんじゃないかという感じもするんですが、これに対して大変課題も多いのかというふうな中で、G20の中でどんなような課題というふうなものを取り上げられたのか教えていただければと思います。

○麻生国務大臣 これは、串田先生おっしゃるとおり、とにかく、海外送金、数百万円を送ろうと思つたら、まあ、ばかばかしく高いですからね、おまけに面倒くさい。それが、ある程度ドルなり円なりの裏づけのあるステープルコインでやるとか、中央銀行がステープルコインを出す、セントラルガバメントステープルコイン、CGSCというんですけれども、こういったものを出したらど